

●暮らし・借入れ

教職員宿舎について

○ 宮城県

 企画管理班(宿舎担当) 022-211-3674

県では、福利厚生事業の一環として安定した住環境を提供することにより、教職員の勤務意欲の増進を図るとともに、学校教育の円滑な運営に資するため、教職員宿舎を設置しその管理・運営を行っています。

共同宿舎名	所在地	問い合わせ先	提出書類
仙台地区向山教職員宿舎	仙台市太白区向山 3-18-1	教育庁福利課企画管理班 022-211-3674	宿舎貸与申請書
志津川地区教職員共同宿舎	南三陸町志津川字廻館 15-173	気仙沼教育事務所総務班	
南気仙沼地区教職員共同宿舎	気仙沼市上田中 1-6-5	0226-24-2582	

※県職員宿舎規則等により入居資格条件を満たしている必要があります。

※仙台市立小中学校等に勤務している教職員で、平成29年3月31日以前に県費負担教職員として採用された方については、入居資格条件を満たしていれば、入居が認められますので、上記連絡先へ問い合わせください。